

2022 年 9 月 20 日

「LT 会」会報第 22-12 号（総 237 号）

LT グループ

「インターネット+」時代の労務管理において デジタル証拠をいかに有効活用できるか？

「インターネット+」¹時代において、従来の職場勤務は徐々に在宅勤務やテレワークへと移行してきた。新型コロナウイルス感染症の拡大は、企業の在宅勤務へのシフトをさらに加速させ、チャットアプリやビデオ会議は業務上必要不可欠な意思疎通のツールとして職場に定着した。

こうしたなか、企業は日常の労務管理においてどのようにデジタル証拠を有効活用し、その権益を守るべきであろうか。本会報では、中国で最も広く利用されている「微信（Wechat、ウィーチャット）」（以下「微信」という）を例に有効活用のポイントを紹介する。

なお、本会報でいう微信記録には、文字（文書ファイルを含む）、画像、音声、動画、リンクや送金などによる決済履歴を含む。

一. いかに日常管理を行うか？

1. 友人認証の時点で相手の表示名を「会社名（略称でも可）一部門一フルネーム」のように設定しておく。仕事用のグループチャットで複数人又は個人に送信する際は、「メンション」（@名前）機能を利用し、さらに相手の氏名を明記した上で通知を発信するようにする。通知内容には明確で分かりやすい表現を用いる。

2. 友人及びグループチャットをカテゴリ別に管理し、誤削除による微信記録の紛失を避ける。

3. 文書ファイル、画像、動画、リンクなどの内容を速やかにチェックし、保存又は「お気に入り」機能を活用し、期限切れでデータが閲覧不可にならないようにする。

4. 送金に関しては、備考欄に相手の氏名及びその使途を明記する。

5. 微信記録を定期的にバックアップする。また、微信記録の原始媒体（携帯電話やPCなど）を大切に保管し、携帯電話を買い替える際には、微信記録のデータ移行を忘れないようにする。

二. いかに証拠保全を行うか？

証拠保全を行う上で、公証役場で公証証書を作成するか、第三者デジタル証拠保全の専門業者に依頼するなどの方法が採用できる。各種の記録を保全する際、注意すべきポイントは以下の通りである。

1. 文書ファイルやリンクなどを保全する際、ダウンロードしたものだけでは、その真実性や関連性が証明できないとして法院（日本の裁判所）から認められない可能性がある。このため、関連するチャット履歴とともに、開いた文書ファイルやリンクの内容を保全する必要がある。

画像記録に関しても、画像データのみを保全したり、スクリーンショットのみで保全したりせず、画像の印刷物と前後のチャット履歴を合わせて保全する。

¹ 「インターネット+」とは新しい経済形態の一種であり、インターネット情報技術を通じてインターネットと伝統産業の融合を実現させ、生産要素の最適化や業務システムの更新、ビジネスモデルの再構築などにより、経済転換及びグレードアップを成し遂げることをいう。

2. 音声記録に関しては、原始記録を保全した上、その内容を文字データにして保全する。
3. 動画記録に関しては、USB メモリーやディスクなどにデータを取り出して保全する。
4. 決済履歴に関しては、原始記録とともに、音声や文字による補完的な証拠に対しても保全を行い、互いに照合できる証拠チェーンを形成させる。

三. 法院に証拠調べを申し出ることとは可能か？

原則として、法院には当事者自身が証拠を提示することになっているが、当事者が客観的な理由から、自ら証拠を収集できなかった場合のみ法院に証拠調べを申し出ることでもある。

1. 「微信記録」を証拠として調べる方法

(1) 司法協力調査書簡による証拠調べを行う場合、法院が当事者の申し出に基づき、専用郵便で協力調査書簡を郵送し、調査協力者がそれを受けた後、調査結果を法院の担当裁判官宛に直接に郵送する。

(2) 調査命令による証拠調べを行う場合、弁護士が弁護士資格証明及び法院が発行した弁護士調査命令、あるいは 2 名の裁判官がその身分証、公務執行証及び協力調査通知書を所持し、調査協力者の所在地へ出向いて関連手続きを行った上、調査協力者が調査結果を法院の担当裁判官宛に直接に郵送する。

2. 「微信記録」を証拠として調べる際の注意事項

(1) 微信ユーザー、微信公式アカウント及び微信ミニプログラムの登録情報については「深セン市騰訊計算機系統有限公司」から、上述した 1. の (1) 又は (2) の方法により調査収集することができるが、微信のチャット履歴については、「深セン市騰訊計算機系統有限公司」のデータベースにて保存されていないため、調査収集することはできない。

(2) 微信ウォレットの決済履歴は「財付通支付科技有限公司」から、上述した 1. の (2) の方法により調査収集することができる。

実物証拠とは異なり、デジタル証拠は無形性と流動性という特性を有することから容易に改ざん・破壊・偽造されやすいものである。そのため、デジタル証拠の真実性に対する法院の審査はより厳格となる。企業においては日常の労務管理においてデジタルデータへの証拠保全意識を高め、適切な保全措置を講じることにより、有事において有効活用できるようにしておく必要がある。

以上